

笠間市車輛管理業務委託公募型プロポーザル

質問回答書

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	実施要領 P. 1 参加資格要件	車輛メンテナンス業務と、車輛運行管理アプリケーション提供業務を担う企業体が異なる場合、共同事業体での応札は可能か。 応札が不可の場合 ・一社が提案者となり、業務の一部を再委託する形が可能か ・再委託する場合、再委託申請をどのタイミングで提出する必要があるか。	今回のプロポーザルについて、共同事業体での応札は不可とします。 ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、笠間市と協議のうえ、業務の一部を再委託することができることとします。業務の一部を再委託する場合には、追加様式「業務協力企業確認書」を参加表明書提出の際にご提出ください。 また、再委託する業務についての市との連絡調整は、受託者が取りまとめて実施してください。
2	実施要領 P. 2 5. 参加資格要件 (6)	個人情報の紛失・個人情報漏えい等の「事件」の定義について。	個人情報保護委員会への報告が必要となる事案を指します。
3	実施要領 P. 3 11. 審査方法	審査委員は何名か。資産経営課施設 G からも参加するか。	現時点での回答は差し控えさせていただきます。
4	実施要領 P. 5 16. 契約	契約書は弊社書式を使用できるか。また、提案商品により弊社及び弊社グループ会社の 3 者間契約となるが、参加表明は弊社からのみでよいか。	契約書については、内容について市と協議のうえで判断することとします。また、契約は受託者と市の 2 者間で契約することとします。
5	仕様書 P. 2 4. 業務の内容	車輛毎の冬タイヤ要否、冬タイヤが必要な場合はホイールも必要か。 冬タイヤが不要な場合、冬タイヤの履き替えも含まないという認識でよいか。	車輛毎の冬タイヤ要否については、別紙【修正版】仕様書別紙 1「車輛メンテナンス業務対象車輛一覧」のとおりです。 冬季前後の夏タイヤ、冬タイヤの履き替えの際は、新規ホイールの購入は不要です。 冬タイヤの履き替えについては、認識のとおりです。
6	仕様書 P. 2～3 ④ 車輛の引き渡し	車輛の引き渡し場所について、「委託者の指定する場所」とは車輛の使用場所という認識でよいか。	認識のとおりです。
7	仕様書 P. 2～3 ⑤ その他要件イ	担当工場の選定において、指定工場が点検時の車輛を持ち込むことを条件とする場合が考えられるが、この場合、「車輛の引き渡しを委託者の指定する場所で行うこと」と「原則、委託対象車輛毎に割り振っている担当整備工場を選定すること」のどちら	協議のうえ、決定することとします。

		らを優先するかは、委託者と受託者の協議ということによいか。	
8	仕様書 P. 2～3 ⑤ そ の 他 要 件 イ	「整備工場一覧」の社数が多いため、審査結果を待たずに担当整備工場との交渉を行ってもよいか。	審査結果通知後に交渉を行うこととしてください。
9	仕様書 P. 3 ⑤その他要件 エ	「点検計画を作成」とは車輛毎の点検予定をお知らせすることで、点検入庫予約日時の確定等は含まないという認識でよいか。	認識のとおりです。
10	仕様書 P. 3 ⑤その他要件 オ	「受託者はそのすべての責めを負うものとする」とあるが、欠陥箇所の修復においては、という認識でよいか。	不良箇所の欠陥により委託者に与えた損害のすべてについてとなります。
11	仕様書 P. 4 ③データベース 要件 「車輛予約」	弊社アプリケーションでは出発・帰着時間が 15 分単位となっている。 要件を満たせないため失格となるか。 なお、予約情報を日報として記録する際は 1 分単位での記録が可能。	15 分単位まで可とします。
12	仕様書 P. 5 (3) 車輛台数の最適化分析業務 ②業務内容 ア	分析対象期間は令和 7 年 10 月 1 日からの 1 年間、令和 8 年 10 月 1 日からの 1 年間、令和 9 年 10 月 1 日からの 1 年間という認識でよいか。	認識のとおりです。
13	仕様書 P. 5 7. その他 ③	「既存の予約システムによる予約情報」をどのように共有いただくのか等課題があるため、別途協議事項としたい。	既存の予約システムによる予約情報の反映はすることとしたうえで、その方法については別途協議とします。
14	仕様書 P. 2 4. 業務の内容(1) ①	スケジュール点検は何ヶ月ごとに実施するか。	6 ヶ月毎で実施することを基本とします。
15	”	法定点検が 1 年ごとの乗用車などは定期 6 ヶ月ごとの点検は必要か。	スケジュール点検に含むこととします。
16	”	冬タイヤ交換が必要な車輛は対象車輛の全台数か。	No. 5 の回答のとおりです。
17	”	冬タイヤが必要な車輛であった場合、現在貴所にて利用中のタイヤを継続的に利用するものとして考えてよいか。	認識のとおりです。
18	”	タイヤホイールの交換基準はあるか。	基準は設けておりません。
19	”	夏タイヤ、冬タイヤと同一のホイールを利用するか。それぞれタイヤとホイールが 1 セットずつあるか。	夏タイヤ、冬タイヤにそれぞれホイールがあります。
20	”	車検時・点検時・一般修理時の代車は必要か。	代車は不要です。
21	”	走行時における故障のロードサービスは委託者の過失による	認識のとおりです。

		ものなど、委託業務に含まれない範囲であった場合、ロードサービス費用についても貴所負担でよいか。	
22	仕様書 P. 2 4. 業務の内容 (1) ②	ナビや ETC などの機器の保守は委託業務範囲に含まれないものでよいか。	後付けのナビや ETC 以外は含むものとします。
23	”	メーカー起因による修理・回送費用・代車費用は委託業務に含まないものでよいか。(メーカーリコールなど)	認識のとおりです。
24	仕様書 P. 2 4. 業務の内容 (1) ④	車輛の引き渡しは委託者の指定した場所とあるが、引き渡し場所を市役所内とした場合、工場に入庫する際は納車引取対応が必要となるか。	必要となります。
25	”	上記の場合、工場の都合などで都度調整は可能か。	調整は可能です。
26	仕様書 P. 3 4. 業務の内容 (1) ⑤	「整備工場一覧」の全社と交渉とあるが、交渉はいつから開始してよいか。	No. 8 の回答のとおりです。
27	”	契約前に各工場へ貴所のお名前を出して交渉を進めてよいか。	審査結果通知後であれば問題ありません。
28	”	点検計画を作成し委託者へ提出とあるが、点検計画表とは車検や法定点検のスケジュールを表記している資料と認識してよいか。	認識のとおりです。
29	”	点検計画表は車輛 1 台毎に作成し、提出するものか。	車輛毎に作成願います。
30	”	提出する際は紙での提出となるか、車輛運行管理システムの方で閲覧できればよいか。	システム上で閲覧できることとします。
31	仕様書 P. 3 4. 業務の内容 (2) ①	アプリケーションはスマートフォンでの利用を想定しているか。	スマートフォンを含めたモバイル端末での利用を想定しています。
32	”	スマートフォンの場合、業務用スマートフォンは 1 名につき 1 台あるか。	業務用スマートフォンは導入していません。
33	”	私用のスマートフォンを利用する計画も検討しているか。	検討しています。
34	”	メールアドレスは職員 1 名につき 1 つあるか。	職員毎に所有しています。
35	仕様書 P. 3 4. 業務の内容 (2) ②	期間中、車輛の付属品内容に変更が生じた場合、変更が可能なものを想定しているか。	想定しています。
36	”	運行日報のデータ集計時、抽出したい必要情報は具体的に何が必要か。 例) 時間・距離・日常点検・訪問先の入力など	使用者所属部署、使用者名、使用日、出発・帰着時間、用務、行先、走行距離(出発時、帰着時、走行距離、)給油状況(給油所、給油量)が抽出されることとします。

			その他項目はカスタマイズ可能であれば協議により決定します。
37	”	利用を管理者権限で制御とあるが、制御とは具体的にどのようなことか。	車両の予約情報を修正・変更することや、ID 毎に管理者権限を与える・与えない等を想定しています。
38	”	どこまでの権限を管理者に求めているか。	協議のうえ、決定するものとします。
39	”	酒気帯びの確認は現在の機器（アルコールチェッカー）を継続して利用する予定か。	現在の機器が更新時期を迎えるため、機器の選定について検討中です。
40	”	システム更新とあわせてシステムに対応するアルコールチェッカーの導入を意味しているのか。	認識のとおりです。
41	”	導入する場合であっても、費用は今回の予算に組み込まないがよいのか。	問題ありません。
42	”	アルコールチェッカーを導入するとしたら、台数は何台必要か。	80 台程度です。
43	”	稼働状況の可視化とは具体的にどのようなアウトプットイメージをもっているか。	一定期間の稼働状況（稼働率・稼働日数・走行距離・利用時間等）を視覚的にわかりやすくデータ化したものを想定しています。
44	仕様書 P. 4 4. 業務の内容 (2) ④	運行管理とは、運行日報の管理を指す言葉であり、車両のリアルタイムの現在地や走行距離を指すような動態管理とは異なるものという認識でよいのか。	認識のとおりです。
45	全体	任意保険については仕様書に記載はないが、こちらは提案内容には含まないものとしてよいのか。	含まないものとします。
46	”	今回の見積提示額の車両メンテナンス業務に係る費用については別紙 1「車両メンテナンス業務対象車両一覧」に記載されている 156 台を 3 年間保守した場合（解約を前提としない 3 年間）を想定して設定するものでよいのか。	認識のとおりです。
47	”	車両運行管理アプリケーションの費用については職員数 990 人が 3 年間継続して利用した場合の費用を設定するものでよいのか。	認識のとおりです。
48	”	メンテナンス業務に関して車両ごとの月間走行距離の設定はあるか。見積提示金額の公平性の観点から、各社設定距離が異なると判断基準が曖昧となってしまうと思う。	月間走行距離の設定はありません。
49	”	車両ごとの現在走行距離をご教示願う。	別紙【修正版】仕様書別紙 1「車両メンテナンス業務対象車両一覧」のとおりです。
50	様式第 4 号 業務	委託者情報は具体的な自治体名・企業名が必要か。	具体的な記載に問題があれば、例のとおりの記載でも問

	実績書	例) 金融 A 社、卸売業者 B 社、自治体 C などの記載でもよい か。	題ありません。
51	”	指定工場の採用率とはどのような情報を記載すればよいか。	他自治体や民間企業等から交渉依頼された指定工場のうち、何%を選定したかをご記載ください。 指定工場がなかった場合や不明な場合は、その旨ご記載ください。
52	”	契約期間、契約金額についてどのような実績が確認できれば よいか。 契約形態（リースなど）や車輛の年式や距離、期間設定によ って契約金額に差が生じると思う。	同種又は類似業務の実績（件数や契約規模等）を確認しま す。契約形態等記載できる範囲で業務概要に記載願いま す。
53	”	開示した資料は貴所限りの扱いとなるか。	提出された提案書類等は、受託候補者の選定以外の目的 では使用しません。